

天津教案に就いて

野村 政 光

一、緒 言

二、教案の起源

三、天津教案以前の教案

四、天津教案の顛末

イ、天津に於ける大虐殺

ロ、天津事件の解決交渉

ハ、崇厚のフランス差遣

五、宣教師問題に關する支那の覺書

六、結 語

一、緒 言

南京條約以後の諸條約に依つて、治外法權其他種々の特權を得た西洋諸國人の舉動は漸次放恣暴慢となつた。殊に天津條約・北京條約は益々其優越心を増長せしめ、傍若無人の態度甚しく、支那の官民をして排外攘夷の思想を抱かしめた。就中宣教師は邪教たる天主教の布教を公認せられて深く内地に進

入し、一般外國人と同じく治外法權の保護を受けて支那官憲の制肘を免れたので其行動は頗る自由となり、熱心の極動々もすれば問題を惹起して支那人の排外思想を刺激した。それでキリスト教に對する反感は排外攘夷の思想と共に翕然勃興し、宣教師教民の襲撃、教會の焼打は一般の流行事となり、到る處に慘劇を演ずることゝなつた。これ即ち清朝の同治光緒時代に頻繁に起つた仇教騒動で、鬧教案或は教案と稱し、諸外國との關係に依つて生じた近代支那の諸事件或は諸問題中最も重要なものゝ一つである。實に教案は支那が外國宣教師の布教を條約上の權利として認めなければならなくなつた結果見はれたもので、北京條約以來各地に起つてゐる。その中最も注意すべきは同治九年五月三十日天津に起つた仇教騒動で、國家を代表するフランス領事までも厄に遭ひ重大な外交問題を惹起して、清國政府もこれが解決には最も苦んだ。これが經緯に就いて略述して見たいと思ふ。

二、教案の起源

明末、天主教の始めて支那に傳來した當時、デズユエイト會宣教師は支那の文化に矛盾しない様
其教理を附會した。即ち支那に於て行はるゝ祖先崇拜・孔子崇拜の儀式は宗教的・迷信的の儀式では
なく社會的の儀式であるとしてこれを許し、天主は支那の經典に見ゆる天・上帝の觀念と同一であり、
天・上帝も有形の天ではなく無形の萬物主宰としての天であると考へた。マテオ・リッチは十八年間考

へてかゝる結論に達したのであるが、フランシスカン教團・ドミニカン教團に屬する宣教師はこれに反對し、十七世紀から十八世紀にかけて激烈なる論争を惹起した(矢野博士、近世支那外交、
史、六七八—七〇八頁)。ローマ法王も或時はデズエイトの意見を支持し、或時は反對の意見を是認して決定しなかつたが、遂に一七四二年(乾隆七年)法王ベネディクト十四世は『エックス・クオ・シングラリ』といふ敎書を發して、天主教徒は祖先崇拜・孔子崇拜の儀式を行つてはならぬ、キリスト敎の神たる天主を、天主以外の名稱に依つて呼ぶことは出来ぬと布告した。これに依つて天主教はこれ迄はともかく此後は立派な左道惑衆の邪教となつたので、嘉慶道光時代には嚴禁せられて殆ど廢滅するに至つた。支那人が天主教に對して耶蘇敎と言つてゐる新敎は、始からかゝる支那の禮典を認めないから、其邪教たるは疑ひがないのである。

然るに支那は南京條約から天津條約・北京條約にかけて、支那の人民が律例に依つて信奉することを禁せられてゐる様な邪教たるキリスト敎の布敎を條約上の權利として認めなければならなくなり、就中一八六〇年(咸豐十年)のフランスの北京條約の支那文にのみあつて本來無効なるべき一句に依つて、宣教師の内地布敎を認めなければならぬことになつた(矢野博士、近代支那の政治、
及文化、一五三—一五六頁)。殊にフランスは黃埔條約以來天主教の布敎信敎の自由を得ることに努力し、遂に天津條約・北京條約にて種々の特權を得て、天主教宣教師及び信徒の保護は事實上フランス公使の手に委ねられ、爾來支那に於て布敎に従事する宣教師は何れの國籍を問はずフランスの保護を受けることになつた(K. S. Latourette; A History of Christian
Missions in China, p.p. 306-313. 矢野博

士・近世支那外交史。邪教たるキリスト教の布教公認と、フランスの天主教保護權とは相俟つて教案を頻七三八―七四三頁)。邪教たるキリスト教の布教公認と、フランスの天主教保護權とは相俟つて教案を頻發せしめた根本的原因となつたのである。支那は條約でキリスト教の布教を認めなければならなくなつても、大清律例の邪教禁止の條文を改廢しないのみならず、聖諭廣訓等で深く邪教と思ひ込んでゐる内地の人民に徹底的に理解が出来る様に説諭することに努めなかつた。それで彼等のこれを邪教と考へる心持は少しも變らなかつた。また支那の地方官は人民がこれを信奉する場合に妨ぐることは出来ず、却つてこれを保護せなければならぬことになつた。尙天主教宣教師は自分の教會を盛にすることの外に楽しみなく、遊民でも奸民でも一人でも多く入教せしめて是が非でもこれを保護し、それに依つて一人でも多くの信徒を得んとした。それで支那の遊民奸民は眞の信仰から天主教に這入るのではなく、宣教師の庇護を恃み、争訟等の場合地方官に對抗して相手方の平民を凌壓せんとする不逞の考へで這入るのであり、宣教師は武力を背景とするフランスの保護權を恃みてこれに干渉し、是が非でも教民の主張を通させ様とする傾きがあつた。而かも地方官及び士紳は直接間接に平民を援助し或は煽動するので、教民即ち信徒と、信徒でない一般人民との不和反目は暴動となり、教會堂を燒毀し、宣教師教民を殺害する仇教案となつたのである。新教は天主教の如く是が非でも教民を保護することはなかつたが、やはり仇教騒動の對稱となつてゐた。かゝる事情に就いては勞乃宣の『西教源流』といふ論文(皇朝聖典類纂卷四百八十)や、同治九年總理衙門から各國公使に宛てた書(籌辦夷務始末同)などに明瞭に述

べられてゐる。

かくして同治光緒時代に幾多の仇教騒動を生せしむるに至つた處の教民平民間の争訟の直接原因は何であつたか。これに就いて恭親王は同治元年正月の諭單(正教奉傳)に、

其不協之由。首因習教者。不欲如往年攤派各項迎神賽會演戲燒香諸冗費。據云此等事件。與伊無涉。故不應勉強照攤。而各該地方官暨不習教民人。必欲伊等一律攤派。是以時起争端。

と云つてゐる。即ち地方祭禮神會の費用負擔の問題が教民平民間の不和の主要原因となつてゐた。またキリスト教に對する根據のない風説に依つて仇教案が起つたことも甚だ多い。同治元年二月の江西省に於ける教案はかゝる風説を輕信した民衆の暴動である。江西省では、紳民が始めて宣教師の來るに會ひ其行蹤の詭秘を疑ひつゝあつた時、天主教は祖宗を敬しないと、人の心を割き眼を抉るとかいふ様なことを罵詈誹謗した湖南合省の公檄といふものが、南昌の街市到る處に貼掲せられたので、遂に南昌及び近縣に於て教堂の破壊教民の家屋器物破壊といふ事件が起つたのである。^④ かく宣教師信徒に對する流言が暴動の直接原因となつたことが多く、同治九年五月の天津教案も亦かゝる流言に依つて起つたものである。これが辨理に當つた曾國藩はこれ等の謠言は全く事實無根であると説いた。^⑤ それにもかゝらず教會堂で眼を抉り心を割き藥料として外國に輸出するといふ掲帖は貼布され、人民はこれに煽惑され絶えず仇教騒動を起してゐる。『正教奉傳』に見ゆる同治光緒時代數十年間の數多

き各省地方官憲の告示は、多くかういふ掲帖や謠言を禁じ、地方祭禮費用の教民賦課を禁じたものである。

然らば教案は何時頃から起つたものであらうか。矢野博士は『近代支那史』に於て、仇教騒動は既に同治元年から貴州四川湖南江西等に起つてゐると述べられた。然るに當時フランス公使の總理衙門への照會(籌辦夷務始末 同治朝卷之六)に據ると、貴州巡撫は和約を張貼せず、貴州提督田興恕は故意に宣教師を凌辱し、咸豐十一年中屢、兵を率ゐて貴陽等の教會堂を攻撃し、五月には官を派して青巖等の學童を攻壊せしめ、宣教師を驅逐し、教民を審問せずして處斬したことが見える。十月フランス公使が總理衙門に抗議したことも見えるが、これに關しては上諭も上奏もない。恐らく總理衙門で握りつぶしてゐたのはあるまいか。其内に同治元年正月開州交夾龍地方で知州戴鹿芝が民情に徇ひ宣教師を殺したといふ事件が重ねて起つたので、再び照會を發するに至つたものと思はれる。これより察すると仇教案は既に咸豐十一年にも起つたと見られる。また山西省に於ても宣教師が民間の瑣事に干渉し、奉教者をして演戲酬神の錢文を攤派することを拒絶せしめ、教民平民間の訴訟は絶えたことがないとの山西巡撫からの來文が咸豐十一年十月の恭親王の上奏に見える(籌辦夷務始末 同治朝卷之二)。而して同十一月の上諭には、各省督撫に行文し、習教者不習教者間の交渉案件は公平辨理し、習教者の故を以て苛求すべからざること

を總理衙門に命じ(籌辦夷務始末 同治朝卷之三)、同治元年正月の恭親王の諭單には、習教者不習教者間の不

協事件が層見迭出してゐると述べてゐる(正教奉傳)。これ等に據つて見ると仇教案は同治元年を待つまでもなく、既に北京條約直後から起つたと考へられるのである。教民平民間の争訟紛擾が各地に起つてゐたればこそ、咸豐十一年十一月の上諭となり、同治元年正月の諭單となつてあらはれたものであらう。

註① 『正教奉傳』及び『籌辦夷務始末』同治朝卷之五。同治元年三月六日恭親王奏に、『現在天主教既已弛禁。所有各項明文。已毋庸議之列。應請查明一律革除。嗣後如修新例。不再增刊此等禁止明文並將舊例全行刪去。仍將條款內寬免字樣改爲革除。』とあつて條約締結後一年以上を経た當時に天主教禁止の條文があつたことを知るのみならず、同治八年十二月二十六日湖北巡撫郭柏蔭の諭單(正教奉傳)に據ると、此時にも尙且つ大清律例の邪教禁止の明文が改廢されなかつたことが見える。コルティエに據ると一八七〇年に至つて始めて大清律例の邪教禁止の明文から天主教を除いたが、一八九二年には天主教禁止の明文ある大清律例が出版された。一八九五年總理衙門からフランス公使への書に依つて後者を否定して前者を正しとすることを斷言して始めて天主教は支那の法律に依つて邪教ではないと認められた譯である(Henri Cordier, Histoire des Relations de la Chine, III, p. 326)。

② 同治元年五月主教胡姓致法國公使申陳(籌辦夷務始末同治朝卷之六)に、『而清國人心難測。陽約陰違。以爲得計。所有和約。並不通行各省。即或通行到着。而各督撫又不轉行所屬。並將天主教益加禁革。』とあつて人民の條約に忠實でなく而も條約は各省に傳達せられず、またたとへ通達せられても地方官は所屬人民に傳達せず却つて益々キリスト教壓迫を企てたことが察せられる。

③ 佛文條約第十三款(籌辦夷務始末咸豐朝卷之二十八)に、『凡按第八款。備有蓋印執照。安然人內地傳教之人。地方官努必厚待保護。凡中國人。願信崇天主教。而循規蹈矩者。毫無查禁。皆免懲治。』とある。

④ 同治元年三月十三日及び五月十二日の沈葆楨奏(沈文肅公政書卷一・籌辦夷務始末同治朝卷之五・六)並びに同治元年三月己酉上諭(東華續錄同治朝卷之七)に依つて知られる。而して江西省にあらはれた掲帖『撲滅異端邪教公啓』と名付け籌辦夷務始末同治朝卷之十二に見ゆ——に就いて沈葆楨は匿名で誰が書いたものか分らないと上奏してゐる(籌辦夷務始末同治朝卷之十二・沈文肅公政書)。然し恐らく士紳の手に成つたものであらう。支那の文化を代表する士紳が支那の文化を否認するキリスト教に反抗してか、る掲帖に依つて興

論の喚起に努めたことは容易に察し得られるであらう。

⑤ 同治九年六月廿三日曾國藩奏——(曾文正公奏稿卷之三十五)。
(籌辦夷務始末同治朝七十三)。

三、天津教案以前の教案

天津條約・北京條約以後仇教騷動は各省に起つてゐる。支那はイギリスとの條約改正を好機として、南京條約以來幾多の條約に依つて失つたところを悉く回復せねばならぬと考へ、總理衙門は廣く濱海沿江通商口岸地方の將軍督撫大臣の意見を徴した。將軍督撫大臣は同治六年十一月中夫々上奏して意見を述べたが、何れもキリスト教の布教は既に條約に依つて認められたものであるから、今これを禁止せんと欲しても到底外國の承認を得られないものとして、陽にキリスト教を保護し、陰にこれを迫害するを以て最良の方策と考へてゐた様である(籌辦夷務始末同治朝卷之五十一・五十二・五十三・五十四)。地方官吏がかゝる態度を以て教士教民に對する以上、畢竟教民非教民間の争訟が暴動にまで發展することは避け難かつた。而も事變毎に結局は一層人民の不利となり、兵力を恃むフランス公使等の干涉に依つて、犯人の逮捕處罰、責任官吏の免黜、賠償金及び撫恤金の支拂ひ、教會堂の再建等となり、それに株連して罰せらるゝ者が非常に多く、また處罰賠償が嚴に過ぎ人民は擾累に勝へないところから、人民のキリスト教を怨む隱衷は到底氷釋出來ないで、次から次へと仇教案を起した。皮肉なことにはバーリントンゲームが支那の辨理中外事務大臣として歐米諸國に派遣されて、支那は宣教師を歓迎し、其光輝ある十字架を如何なる

岡の上谷の中にも立てしめんとしてゐると言つた同治七八年頃には、反キリスト教的風潮は支那全土を風靡し到る處に仇教案が續出するに至つた(矢野博士・近代支那史・五一八一—五二二頁・Henri Cordier, Histoire des Kingdoms II. pp. 696-700)。就中長江流域の各省に最も激しかつた様だ。これは長江の水路に沿ふて宣教師の活躍が早くから盛んに行はれ、人民の反感を買ふことが甚しかつたからであらう。

四川省に於ては同治四年(一八六五年)七月酉陽州にて宣教師マビローは着任後僅か三ヶ月餘りで殺害され、教民の家屋家財は燒毀され、また同六月、永甯州にて教民謝長生等五人の殺害、教會堂の搶擄が行はれ、更に同治七年(一八六八年)十月に至つて、教民龍秀元は朱永泰に破婚を偪り、家財を搶掠し、家屋を燒毀した爲、酉陽州の民衆は激昂して十一月二十日教會堂を襲撃してこれを焚毀し、宣教師リゴを始め多數の教民を殺害した。

貴州省に於ては同治八年五月五日(一八六九年六月十四日)遵義府にて人民が十字架を跨越せしめ、出教誓約書を跪書せしめんとしたこと(4)から、仇教の暴動となり、宣教師シルは致命傷を負ひ、教堂學堂醫館は破壊された。これより先、同治四年には回匪の爲にミュラー及びタイシネの二宣教師が殺害された様なこともあつた。

江蘇省に於ては、宣教師が幼孩を迷拐し其眼球を抉り、妊婦の腹を割いて胎兒を出し藥料とするといふ様な匿名の掲帖が盛んに張貼せられた。揚州ではこれが一層多く張貼せられ、遂に萬餘の暴徒は

同治七年七月五日(一八六八年八月廿二日)宣教師テラーを襲ひ、多數の教民を傷つけた(Morse, ibid., p. 227-228)。

安徽省安慶府に於ても宣教師を誹謗する掲帖に刺激されて、院試の爲に集つた教童は同治八年九月三十日(一八六九年十一月三日)宣教師を襲撃し、^⑥同時に建徳に於ける教民をも掠奪した。(Cordier, ibid., p. 341)

湖北省に於ては同治八年九月、天門縣地方に仇教案起り、教堂及び教民の房屋が燒毀された。^⑦宣教師ザン・ロリはこれに關して、ヨーロッパ人は魔法を以て兒童を誘拐し、其肉を食つて生活し、頭蓋骨は醫學の研究に供し、眼球は眼鏡を作るに用ふといふ様な謠言から起つたと言つてゐる(Cordier, ibid., p. 335)。

湖北巡撫郭柏蔭は同治八年十月諭單を發して、これ等の謠言は全く事實無根なりとて人民をいましめた(正教奉傳)。これより先、同治七年には武昌で宣教師が投石された事件もあつた(Morse, ibid., p. 330)。

廣東省に於ては同治六年惠陽州にて、宣教師ベルシニールは捕縛せられ、同治七年十一月十一日(一八六八年十二月廿四日)の雷州に於ける仇教案にて、教堂は破壊せられ、宣教師ドラバイ及び約百名の教徒は重輕傷を負ひ、其内數名は殺害された。同治八年には一婦人キリスト教徒は幼兒に魔法を行ひ、眼球及び骨髓を剔出して藥品製造の資に供したとて、拘留された様なこともあつた(Cordier, ibid., p. 329)。

直隸省に於ては同治七年四月獻縣地方にて王得勝等の官兵は教堂使用の米麪を滿載した車輛を掠奪し、宣教師ブルック及び從者二名は共に負傷した。^⑧崇厚は其後宣言書を發し、加害者等の處罰の經過を述べ、キリスト教徒は内外人を問はず善行をなすものであり、教民平民共に相互に扶助すべきを告

げたにも拘らず、同治八年四月七日(一八六九年五月十八日)にはまた教會が襲撃された(Cortier, ibid.)。

これ等の各省に於ける教案の外に山東省芝罘(同治七年四月)、山西省豊鎮廳、河南省南陽府、廣東省九龍司(以上各同治八年)等にも夫々事件があつた。^⑨また同治五年には南方各省に教案があり、朝鮮に於ても教士教民が殺害され、^⑩同治七年臺灣鳳山にて宣教師は藥品を以て改宗させるとの流言行はれ、暴民は教會堂を破壊し教民を殺害した。^⑪

かくの如く仇教騒動は殆ど凡ての省に起つた。而して多くは宣教師が幼孩を迷拐し、其眼球を抉り、心臓を切り取つて藥種とするといふ様な謠言に基いてゐる。殊に湖南省に於て一八六九年九月頃偏貼された掲帖は、各地の掲帖中白眉と稱せられ、全國に多大の衝動を與へ動搖の誘因となつた。即ち筆をキリスト教の害毒に起し、其發達の經過を説き、愚民のこれに迷ふを禦がなければならぬと述べ、更に曰く

『キリスト教徒は祖先の神靈を認めず、従つてこれを禮拜せぬから、信徒は改宗の證として祖先の靈位を破棄せねばならぬ。信者となるには洗禮を必要とするが、其際僧侶の死屍で製した一種の魔藥を服用せしめ、精神に異狀を呈せしむると、信者は深く迷信に陥り、刑罰も恐れず其説に盲信する様になる。信者の臨終には一族近親を近寄せず、宗門の人のみで祈禱するが、實は生ある中に其眼球を抉り、心臓を切り取り貨幣を偽造する爲である。宣教師は辯舌に長ずる男女を雇つて、巧言を以て

人民を海外に誘拐し、これを奴隷に賣り、往々洋上で屠殺して釣魚の餌にすることすらある云々。』
 (Cordier, *ibid.* p. p. 326-330) かつる掲帖は冷靜に考へたならば、一笑にも値せぬ荒唐野人の言に過ぎないけれども、支那人としては眞面目に唱へ、眞面目に聞いたので、各地に大なる反響を起した。屢々これ等の事實無根を説き、教民平民の融和を奨めたけれども、各地に於ける仇教案は益々多くなり、教會堂は惡の本源であり、教士教民は實に支那に害毒を流す張本人であるとして、これを敵視する風潮は支那全土を風靡するに至つた。天津教案も亦かゝる風潮に刺激されて起つた反キリスト教的運動の大なるあらはれであつた。

註① 此の事件を『法國照會書』では同明四年七月十九日(一八六五年)と(西曆八月)としてゐる。同治四年八月壬戌の恭親王の上奏及び

上諭には兩者を併記してゐる。——籌辦夷務始末三十五頁・同治朝卷・Henri Cordier, *ibid.* I. p. 331 では後者を取つて居る。

② 矢野博士は永濟州の教案を同治五年として居られる(近代支那史)。然るに同治五年三月辛酉貴州巡撫張亮基の上奏に據ると同治四年六月十日(一八六五年)の事件の如くに見える。——籌辦夷務始末四十一頁・同治朝卷

③ 同治八年正月辛巳。成都將軍崇實・四川總督吳棠奏(籌辦夷務始末六十四頁)・同治八年正月辛巳上諭(東華續錄七十六頁)に據ると、此の事件は同治七年十一月廿日に起つたものであることは明らかであるが、矢野博士は同治八年の事件として居られる(那史五頁)。これはコルティエを引いたモースの『支那帝國の國際關係史』に一八六九年一月二日とせるを同治八年と解された爲に生じた誤りであらう。この日が丁度同治七年十一月廿日に相當するのである(H. B. Morse: *ibid.* Vol. 2.)

④ 同治八年九月癸酉上諭(東華續錄八十頁)・同治八年九月癸酉及び同辛巳恭親王上奏並びに法國照會及び法國使臣來函(籌辦夷務始末六十八頁)等による。

- ⑤ 同治八年十一月癸酉安徽巡撫英翰奏——籌辦夷務始末同治朝卷之七十
- ⑥ 同治八年十二月丁巳通商大臣兩江總督馬新貽奏——籌辦奏務始末同治朝卷之七十
- ⑦ 同治八年十月辛丑恭親王奏——籌辦夷務始末同治朝卷之六十九
- ⑧ 同治七年八月己丑崇厚奏——籌辦夷務始末同治朝卷之六十一
- ⑨ 同治八年十月辛丑恭親王奏——同 卷之六十九
- ⑩ 同治五年法國照會——同 卷之四十二
- ⑪ 同治五年六月甲午恭親王奏——籌辦夷務始末同治朝卷之四十二
- ⑫ 同治七年九月戊戌及び同年十二月庚戌恭親王奏——籌辦夷務始末同治朝卷之六十二

四、天津教案の顛末

イ、天津に於ける大虐殺

同治九年五月廿三日(一八七〇年六月廿一日)の天津に於ける虐殺の原因は殆ど全く地方的なものであつた(Williams, H. P. 100)。天津城外に一部は離宮一部は聖廟となり市民の最も神聖視する所があつたが、フランスは咸豐十年以來これを占領し領事館としたので、天津市民のフランス人に對する反感は不知不識の間に醸成されてゐた。同治八年領事館の傍にノートル・ダム・デ・ヴィクトアルと稱する教會堂新築せられ、瀕死の兒童に最後の洗禮を受けさせ、また附屬の孤兒院では孤兒の救済に努力した。偶、同治九年四月以來市内に行方不明の兒童激増するや、これを湖南其他の匿名の掲帖と結び付け、兒童の失踪は悉

く孤兒院が悪漢を使役して誘拐し、尼僧等が其眼を抉り心を刮き魔法の藥種としてゐるからだと考へられた。かゝる時孤兒院内に疫病流行し、三四十人の兒童が斃れたので市民は不審の眉を顰めた。血氣の壯漢は院内に闖入し墓地を發掘して、誘拐された小兒の死體を發見したので大いに怒り官に訴へた (Williams:)。五月二十日幼兒誘拐の犯人として逮捕された武蘭珍は天津知縣の審門に對して迷藥を (Ibid. p. 706) ①。これを知つた市民の激昂は其極に達し、爆發の危機が迫つた。教民王三に受けて誘拐したと答へた。①

天津知府張光藻知縣劉傑は右の顛末を三口通商大臣崇厚に報告したが、崇厚は知府知縣と其意見を異にして、宗教團體が小兒誘拐に關係する筈はないから何等かの誤解に基くものとしたけれども、地方行政の實權のない崇厚は、如何ともすることが出来なかつた (Moses, Ibid.)。天津道臺周家勳は五月二十一日フランス領事フォンタニエを訪ふて王三のことを詰問した。②領事は詳かに實狀を説明して疑ひを解いたが、知府知縣は其言を信せず、更に領事を訪ひ、教會と孤兒院との現状調査を要求したが應せぬので事態は極めて險惡となつた (Cordier, Ibid.)。翌日崇厚は事端の發生を恐れ、自らフランス領事館を訪問し、双方立合の上穩かに寺院と孤兒院の實地調査を行ふことを約し、五月二十三日午前道台知府知縣は武蘭珍を伴つて孤兒院に到り、詳細に現状を調査した結果、嫌疑の廉は悉く事實無根であることが明かとなり、將來の取締方法を打合せ事件は一應落着することゝなつた。③

然るに此解決に満足しない群集は不穩の行動に出た。領事はこれを見て大いに怒り拳銃を携へて崇

厚の衙門に赴き地方官と群集の爲す所を難じ、崇厚の面前で器物を破壊し拳銃を發射するなど舉措甚だ不穩であつたから、屋外では益々喧擾を極めた。これに依つて愈々激昂した領事は戸外に出で、其渦中に投じ、途中で知縣が群集中に居るを見て、無謀にもこれを狙撃した。幸に知縣は災を免れたが從者を即死せしめたので、群集は遂に狂亂して彼を追跡し、暴行の上殺害した。既に血を見て暴動となつた群集は潮の如く領事館・教會堂・孤兒院を襲ひ、居合せた者を悉く殺害した上掠奪を行ひ火を放つた。遭難者は領事フオンタニエ・書記生シモン・北京公使館附書記生トーマッサン夫妻・商人シャルメイソン夫妻・宣教師シュブリエ及びロシア人プロトポフ夫妻外一名と孤兒院の尼僧十名・支那人五十餘名で、死體は何れも總身の瘡痕で見分けもつかぬ有様であつた。此時イギリスの教會堂四ヶ所、アメリカの教會堂一ヶ所も掠奪され損害を被つた。かゝる虐殺の有様はコルデイエの『支那外交史』に詳しく、其慘情は全く言語に絶する程であつた(Cordier, *Ibid.*, p. 352-358)。

註① 同治九年五月庚寅三口通商大臣兵部郎崇厚奏——籌辦夷務始末同治朝卷之七十二

② 同治九年五月庚寅崇厚奏——籌辦夷務始末同治朝卷之七十二

③ 同

ロ、天津事件の解決交渉

天津に於ける虐殺の報は速かに傳へられ、全支那の外國居留民は非常な不安に襲はれた(Morse, *Ibid.*, p. 247-250)。

北京外交團はこれは單にフランスのみの問題ではなく、廣く支那に於ける各國の利益と其臣民の安全に關する重大問題であるとして、一八七〇年六月二十四日(同治九年五月廿六日)取敢へず總理衙門に共同通牒を發し、先づ兇變に對する遺憾の意を述べ、本件は各地方官憲が外國人に對する保護の義務を充分に完うしてゐないことを立證したものであるから、此際各國臣民の安全に關して改めて的確なる保障を與へられたいと申入れた(Cordier, Hist. p. 302)。これより先北京朝廷は崇厚の上奏に依つて天津に於ける虐殺を知るや、^①直ちに同治九年五月二十五日(一八七〇年六月廿三日)保定府駐在の直隸總督曾國藩をして天津に赴き事件を查辨せしむることとし、^②且つ暴動の主犯を嚴重に處分すべきことを命じた。^③更に各國の通牒に接するや五月三十日の上諭を以て、

著各省督撫。嚴飾所屬地方官。務須凱切曉諭。妥爲彈壓。並將各處通商傳教地方。隨時保護。毋任愚民籍端滋事。

と命じ、^④また同日崇厚をフランスに派遣し謝罪せしむることに決した。^⑤これ等は體面を重ずる支那政府としては珍らしく誠意を示したものといはなければならない。

曾國藩は事件の查辨を命せらるゝや、遺書を二兒に遺し、同治九年六月六日天津に向つた(曾文正公家訓卷下)。當時天津士民は暴動を以て國家に害毒を流す外國人殊に宣教師を驅逐せんとするを名譽ある行動と考へ、六月十日曾國藩の天津に到着するや種々の條陳をなした。或者是津人義憤の衆を藉つて外國人を

驅逐すべしといひ、或者はイギリス・ロシアと同盟して専らフランスに當るべしといひ、或者は兵勇を調集して防備を固め外國と一戦を交ふべしといひ、何れも强硬意見を主張した(王之春・國朝柔遠記卷十六)。かゝる時曾國藩は天津士民に諭旨を發して、士民の好義の心、剛勁の氣は誠に國家の爲に意を強くするところであるが、妄りに外國人と事端を醸すは不可なりとしてこれを嚴戒し、朝廷の意は外國を懷柔して事件を平和的に解決するにあると宣布し、諄々として士民の輕舉をいませめた(曾文正公雜著卷四)。保守主義の盛な湖南出身の曾國藩を迎へて外國に當ることを期待した士民は全く裏切られたので、彼に對する怨聲大いに起り、其立場は極めて困難となつた。

フランス代理公使ロッシニアル伯は六月十九日天津に到着した。^⑥曾國藩は直ちに崇厚の衙門に於てこれと會見した。ロッシニアル伯は教會堂の賠償・領事の埋葬・地方官の查辨・兇手の懲究を求めたが、其辭氣は頗る和悅に満ちてゐた。然るに二十二日には其態度急變して、

不將府縣及提督陳國瑞卽行抵命。早晚該國水師提督到津。卽令其便宜行事。

といふ照會を曾國藩に致した。^⑦曾國藩は彼等は死刑を受くべき筈はないと考へたが、公使の要求頗る硬く交渉の決裂せんことを恐れて知府知縣の革職を奏請した。^⑧朝廷では陳國瑞には罪狀なく、知府知縣は事前に防範することを得ず、事後に速かに犯人を捕縛するを得なかつた罪は避くべからずとし、張光藻及び劉傑を罷面し、刑部をして治罪せしむることゝした。^⑨且つ神機營に諭して陳國瑞を天津に

送り曾國藩の査訊を受けしむることを命じた。^⑩更に二十四日ロッシュアル伯は曾國藩に照會を發して、將天津府縣。及提督陳國瑞。自行議以抵命。不必解交刑部。無俟法國提督到來。方於犯事地方立決。

と述べて、陳國瑞の無罪、知府知縣の革職に反對し、飽くまで三名の死刑は天津に於て即行されんことを要求した。^⑪翌日午後フランス提督デュプレーの來津するや、ロッシュアル伯の態度は愈々硬化し、遂に通譯をして、

候至二十七日四點鐘時。如無切實回信。伊即晉京。將在京之法國人等帶同出京至津。隨同羅淑亞回到上海。

と告げしめ、要求が容れられなければ上海に退去すべき意あるを示すに至つた。^⑫

天津に於ける交渉の状態を知つた朝廷では、江蘇巡撫丁日昌をして速かに天津に赴き曾國藩を助け事件を査辨せしむることを命じた。然るに丁日昌の赴任には旬日以上を要するので、先づ内閣に諭して工部尙書毛昶熙をして代行せしむることゝした。^⑬かくて彼は七月五日天津に到着した。ロッシュアル伯は直ちに彼の寓所に赴き、重ねて府縣及び提督の死刑を要求し、若し容れられない時は北京に歸つて直接總理衙門と商辨せんことを申入れた。^⑭毛昶熙は極力これに反對したにも拘らず、ロッシュアル伯は九日天津を出發し、十四日北京に到着した。翌日彼は總理衙門を訪ひ、曾國藩が天津到着以

來五十餘日を経過した今日尙且つ事件を辦理することの出來ぬ緩漫を責め、速かに知府知縣及び提督の死刑、犯人の逮捕を要求した。^⑮

然るにこれより先普佛戰爭開始の報が傳へられたので、支那の態度は硬化した(Morse, *ibid.*)。フランスは最早極東の問題に對して強硬な態度を取り得ないと考へた様である。それでロッシユアル伯の要求に對しても、政府は錢鼎銘に命じて張光藻・劉傑を再び天津に送り會國藩をして更によく罪狀の有無を査訊せしめ、其結果をロッシユアル伯に告げて、速かに事件を解決せしめんとしたのみである。^⑯

先にロッシユアル伯が天津に在る時は彼等を刑部に交し治罪せしむることを命じておきながら、彼が北京に來るや、再び彼等を天津に送り一層よく會國藩に査辨せしむることにするといふのは、全く彼を愚弄したやり方であつた。支那は飽くまで府縣及び提督の死刑に反對し、フランスが支那に對して戰端を開く餘裕なきに乗じて、解決を遷延せしめんとしたものである。

翻つて天津に於ける虐殺の報が始めてヨーロッパに傳へられたのは一八七〇年七月廿五日(同治九年六月廿九日)であつた(Corder, *ibid.*, I, p. 374)。(Morse, *ibid.*, II, p. 239) フランスは既にプロシヤに宣戰した一週間後であつて、ナポレオン三世は死活の大戰爭の爲に極東の事變を考慮する餘裕のなかつたのは支那に取つて幸であつた。若し事變が平時に起つたならば、積極政策を好む同帝が支那に對して如何なる態度に出でたかは想像に難くない。然るにフランス政府は國事多端の際にも拘らず、直ちに駐英大使ラヴァレット侯に訓令して、外相

グランヴィル伯と本件に關する兩國の方針を協定せしめた。ラヴァレット侯は天津に於ける犠牲者は殆んど凡てフランス人ではあるが、これは在支全外人を脅威する危険の存在を示すもので、條約に依つて定められた外國人の權利利益を確保する爲には、歐洲列國の協力を要する旨を強調した(Forster, *Ibid.*)。グランヴィル伯は快よくこれに應じ、駐支代理公使ウエードに訓令して、フランス公使と協力して犯人の嚴罰を要求すべき旨を傳へた(Forster, *Ibid.*)。然しながら事實普佛戰爭はフランスの對支政策に一頓挫を來さしめ、本件の解決を頗る困難ならしめた。各國はこれを共通の利害問題と認め、不充分的な解決は一般の利益を害するものとした。アメリカは交戦中の兩國の間を斡旋して、支那に對しては共同利益擁護の爲に協力せしむることゝした。イギリス以外の諸國も亦其使臣にフランス公使の援助を命じた(Morse, *Ibid.*)。かくて天津事件に關する限り列國は支那に於て共同動作を取るることゝなつた。

然るに當時支那各地の將軍督撫等は盛んに武備の現状を上奏し、天津事件に對しては強硬な態度を示してゐる(籌辦夷務始末同治朝、卷之七十四・七十五)。彼等も亦フランスの現状を知つて、より對外硬の態度を取るに至つたものであらう。かくて事件は何時解決されるともわからなくなつた時、南京に於て兩江總督馬新貽が暗殺された(同治九年七月廿八日、一八七〇年八月廿四日)。朝廷では曾國藩を兩江總督、李鴻章を直隸總督に任命した。李鴻章は江蘇巡撫時代から多年上海の外國人と接觸して略、其消息に通じてゐたから、外交は其最も得意とする所であつた。されば彼が大軍を率ゐて同治九年八月二十五日(一八七〇年九月十八日)天津に乗込み、前任者と協力して

事件の查辨に努める様になつてから、問題は着々と解決されて行つたのである。^⑩

責任官吏の處罰問題は、ロッシュアル伯の要求強硬なるにも拘らず、支那側の反對も亦強く容易に決定しなかつた。引いては事件全般の解決をも遅延せしめた。先に曾國藩の赴任後間もなく革職された知府知縣は、再び天津に於て曾國藩等の查辨を受くることを命ぜられたことは既に述べた所である。

其後劉傑は密雲縣、張光藻は順德府に病と稱し滞在してゐたが、七月二十日速かに天津に赴かしむべき上諭が發せられ、^⑪間もなく彼等は天津に來着し曾國藩等の查辨を受けることになつた。^⑫曾國藩は元來保守的人物であつたので、天津の卿紳等が愛國者として熱烈に崇拜してゐる知府知縣を嚴罰に處して、全國の保守的愛國者の期待を裏切ることを欲しなかつた様である。彼の上奏中にも屢々、彼等の措置を辯護し、宣教師の處爲を攻撃してゐる。^⑬それで彼の手に依つて外國を満足させる様な嚴罰を期待することは不可能であつて、彼等は再び刑部に交し治罪せられることゝなつた。^⑭刑部は曾國藩の上奏に基き、同治九年九月六日出頭せる知府知縣を訊問した上、

臣部例内。祇有刁民滋事。地方文職不能彈壓撫恤革職之語。此外徧查律例。並無另有作何治罪明文。惟查職官因辦理不善。釀成地方重大案件。曾有於革職罪上。從重發往軍臺効力成案。

と上奏して、彼等は死刑に處せられることはないが、辦理宜しからざりし爲に大變を激成した罪は逃れることは出來ぬと述べた。^⑮其結果知府知縣は黑龍江省に流刑に處せらるゝことになつた。^⑯提督陳國

瑞は死刑はもとより、事件當時天津に居らなかつたからとて無罪なることが改めて告げられた。^{②)}

暴動犯人の處罰に就いては八月十四日の曾國藩奏に、

至滋事兇犯。現已拏獲八十餘名。設局審訊。各犯特無旁證。異常狡展。計確有證供應正法者已得

七八人。略有證供應治罪者。約二十餘人。(曾文正公奏稿卷之三十五、續辦夷務始末同治朝卷之七十八)

と述べ七八人の死刑を求めてゐる。これに對して恭親王は果して此程度で外國が承諾するか否かを恐れた。^{③)} されば朝廷でも一層犯人の懲求に努むべきを命じた。^{④)} 遂に八月二十三日に至つて曾國藩は丁日昌・成林等と會奏して、

計訊定供證確實者十一人。無供而有確證者四人。共計可以正法者十五名。擬辦軍流者四人。擬辦徒罪者十七人。共計可科輕罪者二十一名。……供證未確實者。尙有十六名。擬歸於第二批辦理。情節較重在逃獲者。尙有十一名。

と述べ(續辦夷務始末同治朝卷之七十五、續辦夷務始末同治朝卷之七十七)更に九月十三日に至つて曾國藩は、

兩旬以來。嚴飭地方文武各員。續行訪拏。晝夜研訊。又獲應正法者五人。應辦軍徒者四人。……

…先後兩次。共得正法之犯二十人。軍徒各犯二十五人。辦理不爲不重。不惟足對法國。亦堪徧告

諸邦(續辦夷務始末同治朝卷之七十七)。

と上奏し、結局暴動の犯人は二十名を死刑に、二十五名を流刑に處することゝなつた。總理衙門は崇

厚をしてこれをフランス外務省とロッシェアル伯とに傳へしめた。⁽²⁷⁾

然しながら死刑を宣告された二十名の中、四名はロシア人殺害の犯人として斷罪されたのであつたが、ロシアは公平な裁判に依つて證明されたのでなければ、彼等の罪を認容することは出来ないとして拒絶した。李鴻章は屢、ロシア公使と會商した結果、四名の中二名のみが罪狀明白なりとして死刑を執行された。⁽²⁸⁾ これは非常に注目すべきことであつて、既にロシアは此頃から支那に對して獨自の立場を取り、表面非常に穩かな態度を取つてゐたことを知るのである。

損害賠償に就いては九月十八日ロッシェアル伯から教會堂・領事館・孤兒院及び商人の財物の賠償として廿一萬兩を、被害者の撫恤として二十五萬兩を要求した處、恭親王はこれを承諾して天津海關々税を以て賠償の資とするを決定し、此旨ロッシェアル伯に回答した。⁽²⁹⁾ 尙アメリカには賠償金四千五百兩、講堂修理費二百八十五兩を、イギリスには二千五百兩を支拂ふことゝなつた。⁽³⁰⁾ ロシアにはこれより先被害者一人に卹銀五千兩宛支拂ふことが約束された。⁽³¹⁾

天津教案はかくして解決されたが、決して外國を満足せしむるものではなかつた。何れも知府知縣の死刑の行はれなかつたことを遺憾としてゐる^(Morse, ibid., p. 259)。英・米・露・普公使も一八七〇年九月二十四日^(同治九年八月廿九日)總理衙門に共同通牒を送り、三ヶ月の延引の後示された此決定には満足することは出来ない^(Cordier, ibid., p. 377)と述べた。然しながら當の相手國たるプロシヤの爲に連戰連敗したので、支那政府は

飽くまで屈せず、遂にかゝる解決をなすに至つたもので、フランスも遂にこれで満足せねばならなかつた。

註① 同治九年五月庚寅崇厚奏——籌辦夷務始末同治朝卷之七十二。

② 同治九年五月庚寅諭內閣曾國藩著前赴天津查辦事件(籌辦夷務始末同治朝卷七十二)とあるによる。モースに據ると曾國藩の天津差遣は各國公使の共同通牒の發せられた翌日のこととしてゐる(Morse, Ibid., I, p. 252)。然しそれは誤りである。崇厚が『事關重大。應飭下直隸總督曾國藩來津確實查辦』と上奏した(籌辦夷務始末同治朝卷之七十二)のに基いて共同通牒の發せられた前日、内閣に右の上諭があつたのである。

③ 同治九年五月庚寅諭——籌辦夷務始末同治朝七十二・東華續錄同治朝八十五

④ コルティエが一八七〇年六月廿八日の上諭として記載してゐるのは、其内容から見て同治九年五月廿七日の上諭と同一である。五月卅日の上諭は籌辦夷務始末同治朝卷七十二及び東華續錄同治朝卷八十五に見える。

⑤ 同治九年五月乙未諭——東華續錄同治朝卷八十五

⑥ ロッシユアル伯の來津はコルティエに據ると一八七〇年七月十九日即ち同治九年六月廿一日となつてゐる(Cordier, Ibid., I, p. 369)。然るに曾國藩の上奏には六月十九日となつてゐる(籌辦夷務始末同治朝卷七十三)。曾國藩が上奏するにロッシユアル伯の來津の日を詐稱したとは考へられないから六月十九日來津説をとる。

⑦ 同治九年六月庚申曾國藩又奏——籌辦夷務始末同治朝卷七十三

⑧ 同

⑨ 同治九年六月庚申諭曾國藩奏——同

⑩ 同治九年六月庚申諭神機營——同

⑪ 同治九年六月癸亥崇厚奏——同

コルティエに據るとロッシュアル伯は一八七〇年七月十九日(同治九年六月廿一日)曾國藩に照會を發してゐる(Cortier, *ibid.*)。これは曾國藩の六月廿二日に受取つた照會と一致する。而してこれのみを擧げてゐるに過ぎない。然しかゝる交渉に際し照會は唯一回だけ發せられたものでもないから此照會も亦事實行はれたものと考へられる。殊に曾國藩の『照復洋人』(曾文正公雜著卷四)といふ文中に、『同治九年六月廿四日本關部堂接得貴大臣照會』とあるによつても事實であることが分る。

- ⑫ 同治九年六月癸亥崇厚奏——籌辦夷務始末同治朝卷七十三
- ⑬ 同治九年六月癸亥諭——同
- ⑭ 同治九年七月丙子曾國藩毛昶熙崇厚等奏——籌辦夷務始末同治朝卷七十四
- ⑮ 同治九年七月庚辰恭親王奏——籌辦夷務始末同治朝卷七十四
- ⑯ 同治九年七月丙子及庚辰諭——同
- ⑰ モースに據ると李鴻章の來津は一八七〇年九月十八日即ち同治九年八月廿三日となつてゐるが、曾文正公年譜卷十二及び同治九年八月癸亥大學士調補兩江總督曾國藩奏(籌辦夷務始末同治朝卷七十六)には八月廿五日とある。
- ⑱ 同治九年七月甲申諭——東華續錄同治朝卷八十六・籌辦夷務始末同治朝卷七十四
- ⑲ 同治九年七月己丑密雲都統景豐奏——籌辦夷務始末同治朝卷七十五
- ⑳ 同治九年八月癸亥曾國藩奏——同
- ㉑ 同治九年九月乙丑及己巳諭——同
- ㉒ 同治九年九月甲戌刑部奏——同卷七十二
- ㉓ 同治九年九月甲戌諭——東華續錄同治朝卷八十七・籌辦夷務始末同治朝卷七十七
- ㉔ 同治九年十月給法國照會——籌辦夷務始末同治朝卷七十八
- ㉕ 同治九年八月辛亥恭親王奏——同卷八十六
- ㉖ 同治九年八月辛亥及甲寅諭——東華續錄同治朝卷八十六・籌辦夷務始末同治朝卷八十六

②⑦ 同治九年十月一日恭親王等奏及法國照會——籌辦夷務始末同治朝卷七十八

コルデイエには此照會を一八七〇年十月十五日即ち同治九年九月廿一日としてゐるが、右の上奏及び照會には同治九年十月一日發せられた様に見える。而かも撫卹銀承諾の恭親王の上奏は九月廿八日のものであるが此事も亦照會中に見えるから、恐らくコルデイエの方が間違つてゐるだらうと思ふ。

②⑧ 同治十年九月九日協辦大學士直隸總督李鴻章奏——李文中公奏稿同治朝卷十八・籌辦夷務始末同治朝卷八十三

②⑨ 同治九年九月廿八日恭親王奏——籌辦夷務始末同治朝卷七十七

③⑩ 同治十一年四月辛未李鴻章奏——同卷八十一

③⑪ 同治九年六月廿八日曾國藩奏に『至俄國誤傷三人。前經委員與俄國領事官孔氣商酌。每傷一人。給予卹銀五千兩。』とある。——曾文正公奏稿卷之三十五・籌辦夷務始末同治朝卷七十三

ハ、崇厚のフランス差遣

三口通商大臣兵部左侍郎崇厚が天津虐殺事件の謝罪便としてフランス差遣を命せられたことは既に述べた所である。命を受けた後も長く天津に留り出發しなかつたが、愈々事件の解決を見るや、彼は廣東候補知府高從望・直隸候補同治黃惠廉・同文館學生德明及びフランス人ノビオン・アンベル兩氏等を従へ、同治九年十月二日(一八七〇年十月廿五日)北京を出發し、閏十月八日フランスの汽船で廣東を抜錨しフランスに向つた。^①崇厚は同年十二月五日マルセイユに到着したが、當時フランスはプロシヤ軍に巴里を包圍され、フランス存亡の重大危機に直面してゐた爲に、彼はフランスに到着はしたものの、己の使命を果すべき責任ある大臣に面會することは容易でなかつた。然し漸くにしてルイ・ドゥ・デュオフロイ

が彼と會商することゝなつた。^②ヂュオフロイは先にラルマン伯の後任として駐支公使に任命された人であつた。最初フランスは崇厚の齎せる國書の受領を拒み、大統領との謁見をも許さなかつた。先にアンソン・バーリングゲームが支那の辦理中外事務大臣として來訪せる時これを謁見せるも、支那皇帝は未だ北京に於けるフランス公使に謁見を賜はらなかつたからである。^③ヂュオフロイは崇厚と會見して、天津教案の解決はフランスに取つて決して満足さるべきものでないから、再びこれが交渉をなさんことを求めた。崇厚はかゝる權利なしとてこれを拒絶した。^④かく崇厚は漸くにして交渉相手を得たものゝ、大統領に謁見することを許されず、而かも天津教案に就いて再度の交渉を要求され、己の使命とする國書捧呈のことは、滞在數ヶ月の久しきにも拘らず、遂に實現することが出來なかつたので、彼はアメリカ經由歸國の途に上つた。偶、ニューヨークに到着した時、フランス政府の召還を受けたので、崇厚は報告の爲に高從望のみを先に本國に歸らしめ、自らは同治十年八月二十一日(一八七一年十月五日)巴里に歸つた。^⑤而して漸く彼は一八七一年十一月二十三日(同治十一年十月十一日)ベルサイユ宮殿で大統領チエールに謁見することを許された。崇厚は國書を捧呈して、天津事件に對する丁重なる謝辭を述べ、既にロッシユアル伯と總理衙門との間に決定された事件の善後處分に就いて了解を求めたに對し、大統領はフランスは犯人の首を要求するのではなく、完全なる秩序の保全と條約の履行とを要求するのであると述べ、巴里に永久に公使を駐在せしむることを勸告したのみであつた。^⑥プロシアに慘敗して威信地に

墜ちたフランスとしては、遠來の使節に對してこれ以上の國威を示すことは出来なかつた。

崇厚は使命を果して大統領の書翰を携へて、十月二十八日(一八七一年十一月三十日)マルセイユを出發し、十二月

十七日上海に到着した。北京新聞の報ずる所によれば、崇厚の天津通過の際は群集のこれを歡迎する

こと極めて盛大であつたといふ(Cordier, Ibid.)。北京に歸着するや同治十一年正月二十六日皇帝に拜謁を

賜はり、同日總理衙門の補佐官に任命された。^⑦尚巴里で崇厚と會商したデュオフロイも亦同年六月二

十九日北京に着任してロツシユアル伯と交代した(Cordier, Ibid.)。

註① コルティエ及びモースは崇厚の出發を一八七〇年十月廿八日即ち同治九年七月五日としてゐるが、それは誤りで同治九年閏十

月九日出發したことは崇厚の同治九年十一月丙申の上奏(籌辦夷務始末 同治朝卷七十九)に明かである。

② 同治十年二月卅日接法國總理外部大臣照會——籌辦夷務始末朝卷八十五

③④ 同治十一年正月戊申崇厚奏——同

⑤ 同治十一年正月丁亥及戊申崇厚奏——同

⑥ 遞國書時間答各詞——同

⑦ 同治十一年正月辛亥諭——同

五、宣教師問題に關する支那の覺書

支那では宣教師等が國民の反感を喚ぶ様な言行を敢てし、事件が生ずると直ちにこれを國際問題として條約上の責任を問はれることを遺憾とし、宣教師等が其態度を改めなければ禍根は永久に盡きる

時はないから、これに對して何等かの處置を取らなければならぬといふことは既に早くから考へられてゐた。同治六年十一月中の各省督撫大臣等の上奏にも宣教師を取締る必要を認めてゐる。かゝる主張は天津教案に依つて一層強められた。總理衙門も從來の懸案たる宣教師取締りを嚴にする絶好の機會であると考へ、同治九年十二月二十四日附書簡と共に布教に關する覺書及び宣教師取締りに關する八ヶ條の草案を各國公使に送致した。^①これが原文は籌辦夷勢始末^{卷之八}及び皇朝聖典類纂^{卷之四百八十九}等に記載され、『支那外交史』にこれを譯載してゐる。今其大要を示すに先づ『給各國議辦傳教節略』には、

『古來支那と外國との交際は親善であつたが、キリスト教の布教が許されてからは兩者の關係は惡化した。天主教が始めて中國に入つた時は、宣教師は西儒と言つて尊敬され、入教民にも守業安分の良民があつたが、天津條約・北京條約後は然らず、教民は宣教師の勢を恃み平民を壓迫した爲、遂には兩者の争訟擾亂となり、宣教師は教民を保護し官憲に反對した。總理衙門は長くこれに惱まされた。遂には今回の天津教案となつてあらはれ事件は既に解決されたが、宣教師教民が現在の態度を持續するならば、かゝる擾亂は尙一層頻發するであらう。』

と述べてキリスト教の布教が如何に支那の治安を亂し、支那と外國との關係を惡化せしむるものなるかを説明してゐる。而して『給各國議辦傳教章程』には、

一、育嬰堂を建て幼孩を收養する時は、貧困な教民の幼孩のみを收養し、其收養年月日・兩親の氏名等を官に報告し、非教民の幼孩を收養する時は督撫から地方官に命じ、適當な處置を取らしむべし。

二、キリスト教の尊嚴を示し惡評を一掃する爲、支那の婦女は一人たりとも禮拜堂に入るを許さず、女修士をして支那にあつて布教せしめざるべし。

三、支那居住の宣教師は支那の法律習慣に従ひ地方官の統制に服すべし。キリスト教徒たる支那人と雖も演戲酬神の費用を除きそれ以外の一切の差徭に應ずべし。宣教師はこれを包庇し抗議すべからず。教民と非教民との訴訟は地方官の訊斷に委ねこれに干渉すべからず。若しこれに違叛する者は適法に據つて處罰せらるべし。

四、支那人たると外國人たるとを問はず共同生活をする以上は共に同一の法律に支配されざるべからず。たとへキリスト教徒たりとも法律に違叛する時は、地方官はこれを逮捕し訊問すべく、宣教師はこれを庇護するの態度をとるべからず。

五、支那内地に赴く宣教師の旅券には其行先を明記し、私かに他地方に赴き、また他人に貸與すべからず。若しこれを犯す時は旅券は無効なるべし。

六、宣教師は人に善を勸むるを以て目的としてゐるから善良なる者のみを入教せしむべし。而して

改宗年月日・出生地・犯罪有無を官に報告すべし。

七、宣教師は支那の體制に従ひ、僭越することあるべからず。大官を訪問する時は勿論、地方官を訪問する時と雖も慣例に従ひ、濫りに衙門に入り公事を擾亂すべからず。

八、宣教師が教會設立の爲土地を買ひ、或は住居の爲家を借らんと欲する時は、豫め所有者と共に地方官に届出で、土地の住民の同意を得た上で、同治四年の規定に従ひ、土地所有權は完全にキリスト教徒に屬することを宣告すべし。

といふ八ヶ條の規定が述べられてゐる。これ等の規定は支那に取つては正常な要求の様に考へられたが、宣教師の活動を制限せんが爲に設けられたこれ等の取締規定は、外國が條約に依つて認められた權利を剝奪することゝなるから、到底諸外國政府の同意は得られさうにもなかつた。巴里滯在中の崇厚は同治十年三月此草案を受領し、六月デュオフロイと會見して、これに就き種々協議した^②。然しフランス政府はこれに同意を與へず、大統領チエールも崇厚を謁見した時、これに言及して同意しなかつた。ロッシュユアル伯も亦一八七一年^③十一月十四日(同治十年十月二日)本國政府の主旨を詳述して草案の各節に反駁を加へ、其承認し難き旨を總理衙門に傳へた(Cordier, *ibid.*, pp. 430-435)。フランス以外の諸國は條約改正の機會に宣教師に關することも根本的に解決するを可とし、宣教師の取締りは主義としては賛成であるが草案の内容には不同意の點が多いとしてこれを拒絶した(Cordier, *ibid.*, pp. 436-444)。かくして遠大な目的の爲に發せら

れた總理衙門の覺書も遂に列國の承認を得ることは出来なかつたが、これは支那官民の態度を表明する重要なものである。曾て外國に與へた利權の回收をはかる一ツの運動に外ならないのである。

これより先イギリスは支那との條約改正に失敗したが、フランスも亦新任公使デュオフロイが同治十一年九月改正を提議したけれども、支那は宣教師の特典を制限せんとし、フランスは外交官の特權を擴張し謁見問題を解決せんとした爲、フランスの條約改正も亦失敗に終つた。かくて總理衙門の熱心に主張した宣教師取締方法を實現する機會はなくなり、各地の宣教師は依然として其行爲を改めず、地方の治安を亂し、人民の反感を刺激する様なことはやまなかつた。されば此後も同治十二年(一八七三年)四川黔江に於て、光緒二年(一八七六年)安徽の建平・宣城・寧國・廣德に於て、光緒十六年(一八八九年)濟南に於て、光緒十七年(一八九一年)重慶・漢口・鎮江・揚州・安徽蕪湖・江蘇丹陽・南京・湖北・武穴・江蘇無錫・江陰・江西南昌に於て仇教案は續出したのであつた(東華續錄)。

註① この覺書は籌辦夷務始末には同治十年七月の條に見える。然しウィリヤムの『中國總論』には同治九年十二月廿四日付の總理衙門の手紙をのせ、この手紙と共に覺書が發せられたと述べてゐることから見て、又當時巴里滞在中の崇厚が同治十年三月受領したことから見て決して同治十年七月頃發せられたものではなく、やはり同治九年十二月末に發せられたものと見なければならぬ。

② 同治十一年正月戊申崇厚奏——籌辦夷務始末同治朝卷八十五

六、結 語

仇教騒動は支那の政治的文化的勢力を代表する支那の士紳が、外國宣教師の内地布教・外國の政治的文化的勢力の侵入を認めなければならぬことを承認しながら、なほその影響を受けざらんとして試みた支那の文化保存の運動に外ならぬ(矢野博士・近世支那 外交史七三六頁)。天津教案も亦かゝる運動の大なるあらはれに過ぎない。ウィリヤムも『中國總論』に於て暴動の全歴史を支那文明と外國文明とが調和せんとする過程に於ける運動と見てゐる(S. Wells Williams: Middle Kingdom II, p. 706)。天津教案の直後、各國に提示された宣教師問題に關する支那の覺書も、要するに支那が外國の政治的文化的勢力の侵入を防ぎ、支那の文化を保存せんが爲になされたものと考へられる。然るにこの企てが失敗したことは外國の政治的文化的勢力の侵入を防ぎ得なかつたことを意味するものである。さればこの後もかゝる意味に於ける仇教騒動は引續いて起り、遂に光緒二十六年(一九〇〇年)の義和拳匪の大亂となつた。これは直接積極の手段に依り外國人を一網打盡し、外國の政治的文化的勢力を一掃し、支那の政治的文化的勢力を保存する爲に、官民一致の最後の運動をなすに至つたものである。而してそれが失敗した爲、支那は今度こそは無條件に外國の政治的文化的勢力の影響を認め、無制限にこれを受け入れなければならぬことになり、これを期として仇教騒動は支那に跡を絶つに至つたのである。(完)